

土台が沈めば、みな沈む！ 全国の仲間と共に、勝利に向けてガンバろう

新・生存権裁判・判決学習会

東京に緊急事態宣言が発令され、福岡県でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が日増しに増えてきています。この1年6カ月の間、不自由な生活を余儀なくされ、政府と自治体のあり方を考えさせられる毎日でした。みなさん、お元気にされていますか？

さて、5月12日の新・生存権裁判の不当な判決から2カ月が経過しました。原告のみなさんは、福岡高等裁判所に控訴を行いました。勝利まで、一緒に奮闘しようではありませんか。

今回、下記に日程で福岡地裁の不当な判決内容の学習を行うこととしました。

福岡県は、緊急事態宣言もまん延防止等重点措置も解除されていますが、Zoomによる学習会となります。大変ですが、感染防止に力点を入れて、それぞれの会場もしくは、自宅からのご参加をお願いします。

記

日時 7月24日(土) 10時～11時半

会場 Zoomによるオンライン

9時40分から接続できます。

次の会場で、まとまって参加できます。

福岡民医連会議室
福岡県労連会議室
生健会福岡県連事務所
北九州社保協
自宅

講師 弁護団 高木健康弁護士
星野 圭弁護士



主催 いかんよ貧困・福岡
電話092-433-1833

参加登録票 参加登録先 ikanyohinkon@gmail.com

氏名 _____ 携帯番号 _____

団体名 _____

参加会場 _____

